

周南市地方卸売市場条例の一部を改正する条例制定について

周南市地方卸売市場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月26日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市地方卸売市場条例の一部を改正する条例

周南市地方卸売市場条例（平成15年周南市条例第191号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第1章 総則（第1条―第7条）

第2章 市場関係事業者

第1節 事業者の保証金（第8条―第12条）

第2節 卸売業者（第13条―第22条）

第3節 仲卸業者（第23条―第28条）

第4節 売買参加者（第29条―第32条）

第5節 関連事業者（第33条―第36条）

第3章 売買取引及び決済の方法（第37条―第57条）

第4章 市場施設の使用（第58条―第65条）

第5章 管理（第66条・第67条）

第6章 雑則（第68条―第73条）

附則

第1条中「及び山口県卸売市場条例（昭和47年山口県条例第7号。以下「県条例」という。）」を削る。

第65条を第73条とし、第64条を第72条とする。

第63条中「市場の入場者」を「取引参加者及び市場の入場者」に改め、同条を第71条とする。

第62条第1項中「市場へ入場」を「取引参加者及び市場へ入場」に改め、同条第2項中「ときは、」の次に「取引参加者又は」を加え、同条を第70条とし、第61条を第69条とし、第60条を第68条とする。

第5章中第59条を第67条とし、第58条を第66条とする。

第4章中第57条を第65条とする。

第56条第1項第1号の表仲卸業者使用料の項金額の欄中「条例第40条の2第2項ただし書の規定により」を「第46条に規定する卸売業者以外の者から」に改め、同項第2号の表卸売業者使用料の項の次に次のように加える。

仲卸業者使用料	第46条に規定する卸売業者以外の者から買い受けて販売した物品の販売金額の1,000分の5
---------	--

第56条第4項中「1箇月」を「1月」に改め、同条を第64条とし、第55条を第63条とし、第50条から第54条までを8条ずつ繰り下げる。

第3章の2を削る。

第3章中第49条を第57条とし、第48条を第55条とし、同条の次に次の1条を加える。

(決済の方法)

第56条 市場における売買取引の決済は、第51条から前条までに定めるもののほか、取引参加者当事者間で決定した支払方法により、取引参加者当事者間で決定した支払期日までに行わなければならない。

第47条を第54条とする。

第46条第1項中「引取りと同時に」を「引渡しを受けた日から20日までに」に、「買い受けた額に消費税及び地方消費税の額を加えた額とする」を「消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ」に改め、同条に次の1項を加える。

3 仲卸業者から物品を買い受けた者は、仲卸業者に対し、買受代金を当事者間で定めた期日までに支払わなければならない。

第46条を第53条とする。

第45条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条を第52条とする。

第44条中「翌日」を「日から30日」に改め、同条を第51条とする。

第43条第2項を次のように改める。

- 2 卸売業者は、前項の報告を行ったときは、速やかにその報告内容を公表しなければならない。

第43条に次の3項を加える。

- 3 市長は、第1項の報告に基づき、市場における毎日の卸売予定数量並びに卸売の数量及び価格を公表するものとする。
- 4 市長は、前項の公表の内容が、第2項の公表の内容と同一であるときは、卸売業者と共同で公表することができる。
- 5 卸売業者は、その月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額及び奨励金等がある場合にあってはその月の前月の奨励金等の種類ごとの交付額（第42条の規定によりその条件を公表した委託手数料及び奨励金等に係るものに限る。）をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

第43条を第49条とし、同条の次に次の1条を加える。

（物品の品質管理の方法）

第50条 卸売業者、仲卸業者その他の市場関係事業者は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他食品安全に関する法令に即して品質管理を適正に行うよう努めなければならない。

第42条を第48条とし、第41条を第47条とする。

第40条の2の見出しを「（卸売業者以外の者からの買入れの報告）」に改め、同条第1項中「市場内においては、その許可に係る取扱品目の部類に属する品目等について販売の委託の引受をしてはならない」を「卸売業者以外の者から買い入れて販売したときは、前月中の販売実績を毎月10日までに市長に報告しなければならない」に改め、同条第2項から第4項までを削り、同条を第46条とし、第40条を第45条とし、第39条を第44条とし、第38条を第43条とし、第37条の次に次の2条を加える。

（買受人以外の者に対する卸売の報告）

第41条 卸売業者は、買受人以外の者に対して卸売を行った場合は、速やかにその品目、数量及び価格並びに相手方を市長に報告しなければならない。

（売買取引条件の公表）

第42条 卸売業者は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

- (1) 営業日及び営業時間
- (2) 取扱品目
- (3) 生鮮食料品等の引渡しの方法
- (4) 委託手数料その他の生鮮食料品等の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額
- (5) 生鮮食料品等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法
- (6) 奨励金等がある場合には、その種類、内容及びその額（その交付の基準を含む。）

第35条から第37条までを削る。

第34条の見出し中「禁止」を「禁止等」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 卸売業者は、第14条第1項の許可に係る取扱品目の部類に属する物品について市場における卸売のための販売の委託の申込みがあった場合には、正当な理由がなければ、その引受けを拒んではならない。

第34条を第40条とし、第33条を第39条とする。

第32条第1項中「次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる売買取引の方法」を「せり売若しくは入札の方法又は相対取引の方法」に改め、同項各号を削り、同条第2項を次のように改める。

- 2 卸売業者は、販売方法の設定又は変更をしようとするときは、その販売方法を卸売場の見やすい場所における掲示等の方法により、関係者に十分周知しなければならない。

第32条第3項から第5項までを削り、同条を第38条とし、第31条を第37条とする。

第2章第5節中第30条を第36条とする。

第29条中「第23条」を「第30条」に、「第24条第1項」を「第31条第1項」に改め、同条を第35条とし、第28条を第34条とする。

第27条第1項第1号中「第3条」を「第4条」に改め、同条を第33条とする。

第26条を削り、第2章第4節中第25条を第32条とする。

第24条第1項中「6箇月」を「6月」に改め、同項第1号中「第22条第2項」を「第29条第2項」に改め、同項第2号中「第56条」を「第64条」に改め、同項第6号中「1箇月」を「1月」に改め、同条第2項中「第18条第2項」を「第25条第2項」に改め、同条を第31条とし、第23条を第30条とする。

第22条第1項中「売買参加者の承認」を「卸売業者からせり売又は入札の方法により卸売」に改め、「申請し」の次に「承認を受け」を加え、同条を第29条とする。

第21条第1項第2号中「第17条第2項」を「第24条第2項」に改め、第2章第3節中同条を第28条とする。

第20条第3項中「第17条第1項」を「第24条第1項」に改め、同条第5項中「第17条第3項」を「第24条第3項」に、「第20条第1項」を「第27条第1項」に改め、同条を第27条とする。

第19条の見出し中「合併」の次に「及び分割」を加え、同条第2項中「除く。）」の次に「又は分割の場合（市場における仲卸業務を承継させる場合に限る。）」を、「当該合併」の次に「又は分割」を、「する法人」の次に「若しくは合併により設立された法人」を加え、「合併により設立された」を「分割により当該業務を承継した」に改め、同条第4項中「第17条第3項」を「第24条第3項」に、「第19条第1項」を「第26条第1項」に改め、同条を第26条とする。

第18条第1項第2号中「第8条第1項」を「第9条第1項」に、「1箇月」を「1月」に改め、同項第3号中「1箇月」を「1月」に改め、同条第2項中「陳述する」を「述べる」に改め、同条第3項中「前項」を「第1項」に改め、同条を第25条とする。

第17条の見出し中「仲卸業者」を「仲卸の業務」に改め、同条第1項中「営もうとする者」を「行おうとする者」に改め、同条第3項第2号中「禁錮」を「禁錮」に、「2年」を「3年」に改め、同項第3号中「2年」を「3年」に改め、同項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 申請者が暴力団関係者であるとき。

第17条第3項に次の1号を加える。

(8) その許可をすることによって仲卸業者の数が前条に定める数を超えることとなるとき。

第17条を第24条とし、第16条を第23条とする。

第2章第2節中第15条を第22条とする。

第14条第1項第1号を次のように改める。

(1) 前条第4項各号のいずれかに該当することとなったとき、又はせり人の業務に必要な知識を有しないと認められたとき。

第14条を第21条とする。

第13条の見出し中「せり人」の次に「の登録」を加え、同条第1項中「、かつ、山口県知事に届け出」を削り、同条第3項中「県条例第15条第1項の規定に基づいて」を「卸売業者から意見を聴取し、その者のせり人の業務に必要な知識及び経験について」に改め、同条第4項中「前項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 市長は、第1項の登録の申請があった場合において、当該申請に係るせり人が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしてはならない。

(1) 法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者であるとき。

(2) 市場の仲卸業者、仲卸業者の役員若しくは使用人又は売買参加者である者であるとき。

第13条を第20条とし、第12条を第13条とし、同条の次に次の6条を加える。

(卸売の業務の許可)

第14条 卸売の業務を行おうとする者は、取扱品目の部類ごとに、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしてはならない。

(1) 破産者で復権を得ないものであるとき。

(2) 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から3年を経過しないものであるとき。

(3) 市場の卸売の業務の許可の取消しを受け、その取消しの日から3年を経過しない者であるとき。

(4) 卸売の業務を的確に遂行するために必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。

(5) 市場の仲卸業者、仲卸業者の役員若しくは使用人又は売買参加者であるとき。

(6) 申請者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下これらを「暴力団関係者」という。）であるとき。

(7) 申請者が法人であってその業務を執行する役員のうち前各号（第4号を除く。）のいずれかに該当する者がいるとき。

(8) その許可をすることによって卸売業者の数が前条に定める数を超えることになるとき。

（卸売の業務の許可の取消し）

第15条 市長は、卸売業者が前条第3項第1号、第2号若しくは第5号から第7号までのいずれかに該当することとなったとき、又はその業務を適確に遂行すべき資力信用を有しなくなったと認めるときは、同条第1項の許可を取り消すものとする。

2 市長は、卸売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可を取り消すことができる。

(1) 正当な理由がないのに前条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内に第9条第1項の保証金を預託しないとき。

(2) 正当な理由がないのに前条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内に当該卸売の業務を開始しないとき。

(3) 正当な理由がないのに引き続き1月以上その業務を休止したとき。

3 市長は、第1項及び前項の規定による処分をしようとするときは、当該処分の相手方に意見を述べる機会を与えなければならない。

4 市長は、第1項及び第2項の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

5 第1項及び第2項の規定に基づいて行った処分によって、卸売業者が損害を被ることがあっても、市は、その賠償の責めを負わない。

（卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割）

第16条 卸売業者が事業（市場における卸売の業務に係るものに限る。）の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて市長の承認を受けたときは、譲受人は、卸売業者の地位を承継する。

2 卸売業者たる法人の合併の場合（卸売業者たる法人と卸売業者でない法人が合併

して卸売業者たる法人が存続する場合を除く。)又は分割の場合(市場における卸売の業務を承継させる場合に限る。)において、当該合併又は分割について市長の承認を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人は、卸売業者の地位を承継する。

3 第1項又は前項の承認を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書を市長に提出しなければならない。

4 第14条第3項の規定は、第1項又は第2項の承認について準用する。この場合において、同項中「第1項の許可の申請」とあるのは「第16条第1項又は第2項の承認の申請」と、「申請者」とあるのは「その申請に係る譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により卸売の業務を承継する法人」と読み替えるものとする。

(卸売業者の相続)

第17条 卸売業者が死亡した場合において、相続人(相続人が2人以上ある場合において、協議により当該卸売業者の市場における卸売の業務を承継すべき相続人を定めたときは、その者)が被相続人の行っていた市場における卸売の業務を引き続き営もうとするときは、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認の申請は、被相続人の死亡の日から起算して60日以内にしなければならない。

3 相続人が前項の承認の申請をした場合においては、申請の日からその承認があった旨又はその承認をしない旨の通知を受ける日までの間は、被相続人に対してした第14条第1項の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。

4 第1項の承認を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書を市長に提出しなければならない。

5 第14条第3項の規定は、第1項の承認について準用する。この場合において、同項中「第1項の許可の申請」とあるのは「第17条第1項の承認の申請」と読み替えるものとする。

6 第1項の承認を受けた者は、卸売業者の地位を承継する。

(名称変更等の届出)

第18条 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。



- (1) 卸売業務を開始し、休止し、又は再開したとき。
  - (2) 第14条第2項の規定による申請の内容に変更があったとき。
  - (3) 卸売業務を廃止しようとするとき。
- 2 卸売業者が死亡し、又は解散したときは、当該卸売業者の相続人又は清算人は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(卸売業者の事業報告書の提出等)

第19条 卸売業者は、事業年度ごとに、法第13条第5項第5号の表の5の項(2)の規定により事業報告書を作成し、当該事業年度経過後90日以内に、市長に提出しなければならない。

2 卸売業者は、前項の事業報告書の提出を行ったときは、速やかに事業報告書のうち合計貸借対照表及び合計損益計算書の写しを作成し、1年間主たる事務所に備えて置かなければならない。

3 卸売業者は、当該卸売業者に対して市場における卸売のための販売又は販売の委託をした者から、前項の写しを閲覧したい旨の申出があったときは、規則に定める正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

第2章第1節中第11条を第12条とする。

第10条第2項中「補てん」を「補填」に改め、同条を第11条とし、第9条を第10条とする。

第8条第1項中「1箇月」を「1月」に改め、同条を第9条とする。

第7条第2号中「法第58条第1項の規定により、山口県知事の許可を受けて」を「市長の許可を受け、」に改め、同条第3号中「物品を仕分し、又は調整して」を「取扱品目の部類に属する物品を」に改め、同条第4号中「業者から」の次に「せり売又は入札の方法により」を加え、同条を第8条とする。

第1章中第6条を第7条とし、第3条から第5条までを1条ずつ繰り下げる。

第2条(見出しを含む。)中「、位置及び面積」を「及び位置」に改め、同条の表を次のように改める。

名称	位置
周南市地方卸売市場	周南市鼓海一丁目324番地の18

第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(業務運営の基本原則)

第2条 市長は、市場の業務の運営に関し、卸売業者、仲卸業者その他の市場において売買取引を行う者（以下「取引参加者」という。）に対して、不当に差別的な取扱いを行ってはならない。

別表を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年6月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に、改正前の卸売市場法の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(参 考)

周南市地方卸売市場条例新旧対照表

現行	改正案
<p><u>目次</u></p> <p><u>第1章 総則（第1条—第6条）</u></p> <p><u>第2章 市場関係事業者</u></p> <p>    <u>第1節 事業者の保証金（第7条—第11条）</u></p> <p>    <u>第2節 卸売業者（第12条—第15条）</u></p> <p>    <u>第3節 仲卸業者（第16条—第21条）</u></p> <p>    <u>第4節 売買参加者（第22条—第26条）</u></p> <p>    <u>第5節 関連事業者（第27条—第30条）</u></p> <p><u>第3章 売買取引及び決済の方法（第31条—第49条）</u></p> <p><u>第3章の2 卸売の業務に関する品質管理（第49条の2）</u></p> <p><u>第4章 市場施設の使用（第50条—第57条）</u></p> <p><u>第5章 管理（第58条・第59条）</u></p> <p><u>第6章 雑則（第60条—第65条）</u></p> <p><u>附則</u></p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「法」という。）及び<u>山口県卸売市場条例（昭和47年山口県条例第7号。以下「県条例」という。）</u>の規定により、本市が開設する地方卸売市場（以下「市場」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定め、その適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって市民の生活の安定に資す</p>	<p><u>目次</u></p> <p><u>第1章 総則（第1条—第7条）</u></p> <p><u>第2章 市場関係事業者</u></p> <p>    <u>第1節 事業者の保証金（第8条—第12条）</u></p> <p>    <u>第2節 卸売業者（第13条—第22条）</u></p> <p>    <u>第3節 仲卸業者（第23条—第28条）</u></p> <p>    <u>第4節 売買参加者（第29条—第32条）</u></p> <p>    <u>第5節 関連事業者（第33条—第36条）</u></p> <p><u>第3章 売買取引及び決済の方法（第37条—第57条）</u></p> <p><u>第4章 市場施設の使用（第58条—第65条）</u></p> <p><u>第5章 管理（第66条・第67条）</u></p> <p><u>第6章 雑則（第68条—第73条）</u></p> <p><u>附則</u></p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「法」という。）の規定により、本市が開設する地方卸売市場（以下「市場」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定め、その適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって市民の生活の安定に資することを目的とする。</p>

現行	改正案															
<p>ることを目的とする。</p> <p>(市場の名称、位置及び面積)</p> <p>第2条 市場の名称、位置及び面積は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="129 702 1102 1018"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>周南市地方卸売市場</td> <td>周南市鼓海一丁目324番地の18</td> <td>56,341平方メートル</td> </tr> <tr> <td>周南市地方卸売市場水産物市場</td> <td>周南市晴海町4番5号</td> <td>3,946平方メートル</td> </tr> </tbody> </table> <p>(取扱品目)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(開場の期日)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(開場の時間)</p>	名称	位置	面積	周南市地方卸売市場	周南市鼓海一丁目324番地の18	56,341平方メートル	周南市地方卸売市場水産物市場	周南市晴海町4番5号	3,946平方メートル	<p>(業務運営の基本原則)</p> <p>第2条 市長は、市場の業務の運営に関し、卸売業者、仲卸業者その他の市場において売買取引を行う者（以下「取引参加者」という。）に対して、不当に差別的な取扱いを行ってはならない。</p> <p>(市場の名称及び位置)</p> <p>第3条 市場の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1133 702 2110 973"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>周南市地方卸売市場</td> <td>周南市鼓海一丁目324番地の18</td> </tr> <tr> <td>周南市地方卸売市場水産物市場</td> <td>周南市晴海町4番5号</td> </tr> </tbody> </table> <p>(取扱品目)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(開場の期日)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(開場の時間)</p>	名称	位置	周南市地方卸売市場	周南市鼓海一丁目324番地の18	周南市地方卸売市場水産物市場	周南市晴海町4番5号
名称	位置	面積														
周南市地方卸売市場	周南市鼓海一丁目324番地の18	56,341平方メートル														
周南市地方卸売市場水産物市場	周南市晴海町4番5号	3,946平方メートル														
名称	位置															
周南市地方卸売市場	周南市鼓海一丁目324番地の18															
周南市地方卸売市場水産物市場	周南市晴海町4番5号															

現行	改正案
<p><u>第5条</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(市場関係者への通知)</p> <p><u>第6条</u> (略)</p> <p>(定義)</p> <p><u>第7条</u> この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 卸売業者 <u>法第58条第1項の規定により、山口県知事の許可を受けて市場において卸売の業務を行う者をいう。</u></p> <p>(3) 仲卸業者 市長の許可を受け、市長が市場内に設置する店舗において市場の卸売業者から卸売を受けた<u>物品を仕分し、又は調整して販売する業務を営む者をいう。</u></p> <p>(4) 売買参加者 市長の承認を受け、市場において卸売業者から卸売を受ける者で、仲卸業者以外の者をいう。</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>(事業者の保証金)</p> <p><u>第8条</u> 事業者(売買参加者を除く。以下この節において同じ。)は、それぞれ許可を受けた日から<u>1箇月</u>以内に市長に保証金を預託しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p><u>第6条</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(市場関係者への通知)</p> <p><u>第7条</u> (略)</p> <p>(定義)</p> <p><u>第8条</u> この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 卸売業者 <u>市長の許可を受け、市場において卸売の業務を行う者をいう。</u></p> <p>(3) 仲卸業者 市長の許可を受け、市長が市場内に設置する店舗において市場の卸売業者から卸売を受けた<u>取扱品目の部類に属する物品</u>を販売する業務を営む者をいう。</p> <p>(4) 売買参加者 市長の承認を受け、市場において卸売業者から<u>せり売又は入札の方法により卸売を受ける者</u>で、仲卸業者以外の者をいう。</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>(事業者の保証金)</p> <p><u>第9条</u> 事業者(売買参加者を除く。以下この節において同じ。)は、それぞれ許可を受けた日から<u>1月</u>以内に市長に保証金を預託しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>

現行	改正案
<p>(保証金の額)</p> <p><u>第9条</u> (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(保証金の額)</p> <p><u>第10条</u> (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(保証金の充当及び追納)</p> <p><u>第10条</u> (略)</p> <p>2 前項の規定により保証金に不足が生じたときは、事業者は、市長の指定する期日までにこれを<u>補てん</u>しなければならない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(保証金の充当及び追納)</p> <p><u>第11条</u> (略)</p> <p>2 前項の規定により保証金に不足が生じたときは、事業者は、市長の指定する期日までにこれを<u>補填</u>しなければならない。</p> <p>3 (略)</p>
<p>(保証金の返還)</p> <p><u>第11条</u> (略)</p>	<p>(保証金の返還)</p> <p><u>第12条</u> (略)</p>
<p>(卸売業者の数)</p> <p><u>第12条</u> (略)</p>	<p>(卸売業者の数)</p> <p><u>第13条</u> (略)</p>
	<p>(卸売の業務の許可)</p> <p><u>第14条</u> <u>卸売の業務を行おうとする者は、取扱品目の部類ごとに、市長の許可を受けなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。</u></p> <p>3 <u>市長は、前項の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしてはならない。</u></p>

現行	改正案
	<p>(1) <u>破産者で復権を得ないものであるとき。</u></p> <p>(2) <u>禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から3年を経過しないものであるとき。</u></p> <p>(3) <u>市場の卸売の業務の許可の取消しを受け、その取消しの日から3年を経過しない者であるとき。</u></p> <p>(4) <u>卸売の業務を的確に遂行するために必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。</u></p> <p>(5) <u>市場の仲卸業者、仲卸業者の役員若しくは使用人又は売買参加者であるとき。</u></p> <p>(6) <u>申請者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下これらを「暴力団関係者」という。）であるとき。</u></p> <p>(7) <u>申請者が法人であってその業務を執行する役員のうち前各号（第4号を除く。）のいずれかに該当する者があるとき。</u></p> <p>(8) <u>その許可をすることによって卸売業者の数が前条に定める数を超えることになるとき。</u></p> <p><u>（卸売の業務の許可の取消し）</u></p> <p>第15条 市長は、卸売業者が前条第3項第1号、第2号若しく</p>

現行	改正案
	<p><u>は第5号から第7号までのいずれかに該当することとなったとき、又はその業務を適確に遂行すべき資力信用を有しなくなったと認めるときは、同条第1項の許可を取り消すものとする。</u></p> <p>2 <u>市長は、卸売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可を取り消すことができる。</u></p> <p>(1) <u>正当な理由がないのに前条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内に第9条第1項の保証金を預託しないとき。</u></p> <p>(2) <u>正当な理由がないのに前条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内に当該卸売の業務を開始しないとき。</u></p> <p>(3) <u>正当な理由がないのに引き続き1月以上その業務を休止したとき。</u></p> <p>3 <u>市長は、第1項及び前項の規定による処分をしようとするときは、当該処分の相手方に意見を述べる機会を与えなければならない。</u></p> <p>4 <u>市長は、第1項及び第2項の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。</u></p> <p>5 <u>第1項及び第2項の規定に基づいて行った処分によって、卸売業者が損害を被ることがあっても、市は、その賠償の責めを負わない。</u></p> <p><u>(卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割)</u></p>



現行

改正案

第16条 卸売業者が事業（市場における卸売の業務に係るものに限る。）の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて市長の承認を受けたときは、譲受人は、卸売業者の地位を承継する。

2 卸売業者たる法人の合併の場合（卸売業者たる法人と卸売業者でない法人が合併して卸売業者たる法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（市場における卸売の業務を承継させる場合に限る。）において、当該合併又は分割について市長の承認を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人は、卸売業者の地位を承継する。

3 第1項又は前項の承認を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書を市長に提出しなければならない。

4 第14条第3項の規定は、第1項又は第2項の承認について準用する。この場合において、同項中「第1項の許可の申請」とあるのは「第16条第1項又は第2項の承認の申請」と、「申請者」とあるのは「その申請に係る譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により卸売の業務を承継する法人」と読み替えるものとする。

（卸売業者の相続）

第17条 卸売業者が死亡した場合において、相続人（相続人が2人以上ある場合において、協議により当該卸売業者の市場における卸売の業務を承継すべき相続人を定めたときは、そ

現行	改正案
	<p><u>の者）が被相続人の行っていた市場における卸売の業務を引き続き営もうとするときは、市長の承認を受けなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の承認の申請は、被相続人の死亡の日から起算して60日以内にしなければならない。</u></p> <p><u>3 相続人が前項の承認の申請をした場合においては、申請の日からその承認があった旨又はその承認をしない旨の通知を受ける日までの間は、被相続人に対してした第14条第1項の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。</u></p> <p><u>4 第1項の承認を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書を市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>5 第14条第3項の規定は、第1項の承認について準用する。この場合において、同項中「第1項の許可の申請」とあるのは「第17条第1項の承認の申請」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>6 第1項の承認を受けた者は、卸売業者の地位を承継する。</u></p> <p><u>（名称変更等の届出）</u></p> <p><u>第18条 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。</u></p> <p><u>（1）卸売業務を開始し、休止し、又は再開したとき。</u></p> <p><u>（2）第14条第2項の規定による申請の内容に変更があったとき。</u></p> <p><u>（3）卸売業務を廃止しようとするとき。</u></p> <p><u>2 卸売業者が死亡し、又は解散したときは、当該卸売業者の相続人又は清算人は、遅滞なく、その旨を市長に届け出な</u></p>

現行	改正案
<p>(せり人)</p> <p><u>第13条</u> 卸売業者が市場において行う卸売のためのせり人は、その者について当該卸売業者が市長の行う登録を受け、かつ、<u>山口県知事に届け出た者</u>でなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の申請があった場合は、市長は、<u>県条例第15条第1項の規定に基づいて</u>審査し、必要があると認めるときは、その者について必要な経験又は能力の有無の認定のため試験を行い登録の可否を決定するものとする。</p>	<p><u>ればならない。</u></p> <p>(卸売業者の事業報告書の提出等)</p> <p><u>第19条</u> 卸売業者は、事業年度ごとに、<u>法第13条第5項第5号の表の5の項(2)の規定により事業報告書を作成し、当該事業年度経過後90日以内に、市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>2</u> 卸売業者は、前項の事業報告書の提出を行ったときは、速やかに事業報告書のうち合計貸借対照表及び合計損益計算書の写しを作成し、1年間主たる事務所に備えて置かなければならない。</p> <p><u>3</u> 卸売業者は、当該卸売業者に対して市場における卸売のための販売又は販売の委託をした者から、前項の写しを閲覧したい旨の申出があったときは、規則に定める正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p> <p>(せり人の登録)</p> <p><u>第20条</u> 卸売業者が市場において行う卸売のためのせり人は、その者について当該卸売業者が市長の行う登録を受けた者でなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の申請があった場合は、市長は、<u>卸売業者から意見を聴取し、その者のせり人の業務に必要な知識及び経験について</u>審査し、必要があると認めるときは、その者について必要な経験又は能力の有無の認定のため試験を行い登録の可否を決定するものとする。</p>

現行	改正案
<p>4 市長は、<u>前項</u>の規定により登録することを決定したときは、せり人の登録簿に次に掲げる事項を登載し、速やかにその旨を登録申請者に通知するとともに、登録を受けたせり人に対し登録証を交付するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(せり人の登録の取消し)</p> <p><u>第14条</u> 市長は、せり人が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、その登録を取り消すとともに登録簿の抹消を行うものとする。</p> <p>(1) <u>県条例第15条第1項の規定に該当することとなったとき。</u></p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(登録証の携帯等)</p>	<p>4 <u>市長は、第1項の登録の申請があった場合において、当該申請に係るせり人が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしてはならない。</u></p> <p>(1) <u>法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者であるとき。</u></p> <p>(2) <u>市場の仲卸業者、仲卸業者の役員若しくは使用人又は売買参加者である者であるとき。</u></p> <p>5 市長は、<u>第3項</u>の規定により登録することを決定したときは、せり人の登録簿に次に掲げる事項を登載し、速やかにその旨を登録申請者に通知するとともに、登録を受けたせり人に対し登録証を交付するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(せり人の登録の取消し)</p> <p><u>第21条</u> 市長は、せり人が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、その登録を取り消すとともに登録簿の抹消を行うものとする。</p> <p>(1) <u>前条第4項各号のいずれかに該当することとなったとき、又はせり人の業務に必要な知識を有しないと認められたとき。</u></p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(登録証の携帯等)</p>

現行	改正案
<p><u>第15条</u> (略)</p> <p>(仲卸業者の数)</p> <p><u>第16条</u> (略)</p> <p>(仲卸業者の許可)</p> <p><u>第17条</u> 仲卸業務を営もうとする者は、取扱品目の部類ごとに、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、前項の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしてはならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から<u>2年</u>を経過しないものであるとき。</p> <p>(3) 仲卸業者の許可の取消しを受け、その取消しの日から<u>2年</u>を経過しない者であるとき。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p>	<p><u>第22条</u> (略)</p> <p>(仲卸業者の数)</p> <p><u>第23条</u> (略)</p> <p>(仲卸の業務の許可)</p> <p><u>第24条</u> 仲卸業務を行おうとする者は、取扱品目の部類ごとに、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、前項の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしてはならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から<u>3年</u>を経過しないものであるとき。</p> <p>(3) 仲卸業者の許可の取消しを受け、その取消しの日から<u>3年</u>を経過しない者であるとき。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p><u>(6)</u> <u>申請者が暴力団関係者であるとき。</u></p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> <u>その許可をすることによって仲卸業者の数が前条に定める数を超えることとなるとき。</u></p>

現行	改正案
<p>(仲卸業者の許可の取消し)</p> <p><u>第18条</u> 市長は、仲卸業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第8条第1項</u>に規定する保証金を預託せず、又は許可を受けた日から<u>1箇月</u>以内に仲卸業務を開始しないとき。</p> <p>(3) 正当な理由がないのに引き続き<u>1箇月</u>以上休業したとき。</p> <p>2 市長は、前項の規定による処分をしようとするときは、当該処分の相手方に意見を<u>陳述する機会</u>を与えなければならない。</p> <p>3 <u>前項</u>の規定に基づいて行った処分によって、仲卸業者が損害を被ることがあっても、市は、その賠償の責めを負わない。</p>	<p>(仲卸業者の許可の取消し)</p> <p><u>第25条</u> 市長は、仲卸業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第9条第1項</u>に規定する保証金を預託せず、又は許可を受けた日から<u>1月</u>以内に仲卸業務を開始しないとき。</p> <p>(3) 正当な理由がないのに引き続き<u>1月</u>以上休業したとき。</p> <p>2 市長は、前項の規定による処分をしようとするときは、当該処分の相手方に意見を<u>述べる機会</u>を与えなければならない。</p> <p>3 <u>第1項</u>の規定に基づいて行った処分によって、仲卸業者が損害を被ることがあっても、市は、その賠償の責めを負わない。</p>
<p>(仲卸業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併)</p> <p><u>第19条</u> (略)</p> <p>2 仲卸業者たる法人の合併の場合(仲卸業者たる法人と仲卸業者でない法人が合併して仲卸業者たる法人が存続する場合を除く。)において、当該合併について市長の承認を受けたときは、合併後存続する法人又は<u>合併により設立された法人</u>は、仲卸業者の地位を承継する。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(仲卸業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割)</p> <p><u>第26条</u> (略)</p> <p>2 仲卸業者たる法人の合併の場合(仲卸業者たる法人と仲卸業者でない法人が合併して仲卸業者たる法人が存続する場合を除く。)又は<u>分割の場合(市場における仲卸業務を承継させる場合に限る。)</u>において、当該合併又は分割について市長の承認を受けたときは、合併後存続する法人若しくは<u>合併により設立された法人</u>又は<u>分割により当該業務を承継した法人</u>は、仲卸業者の地位を承継する。</p> <p>3 (略)</p>

現行	改正案
<p>4 <u>第17条第3項</u>の規定は、第1項又は第2項の承認について準用する。この場合において、同項中「前項の申請」とあるのは「<u>第19条第1項</u>又は第2項の承認の申請」と読み替えるものとする。</p>	<p>4 <u>第24条第3項</u>の規定は、第1項又は第2項の承認について準用する。この場合において、同項中「前項の申請」とあるのは「<u>第26条第1項</u>又は第2項の承認の申請」と読み替えるものとする。</p>
<p>(仲卸業者の相続)</p>	<p>(仲卸業者の相続)</p>
<p><u>第20条</u> (略)</p>	<p><u>第27条</u> (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 相続人が前項の承認の申請をした場合においては、申請の日からその承認があった旨又はその承認をしない旨の通知を受ける日までの間は、被相続人に対してした<u>第17条第1項</u>の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。</p>	<p>3 相続人が前項の承認の申請をした場合においては、申請の日からその承認があった旨又はその承認をしない旨の通知を受ける日までの間は、被相続人に対してした<u>第24条第1項</u>の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。</p>
<p>4 (略)</p>	<p>4 (略)</p>
<p>5 <u>第17条第3項</u>の規定は、第1項の承認について準用する。この場合において、同項中「前項の申請」とあるのは「<u>第20条第1項</u>の承認の申請」と読み替えるものとする。</p>	<p>5 <u>第24条第3項</u>の規定は、第1項の承認について準用する。この場合において、同項中「前項の申請」とあるのは「<u>第27条第1項</u>の承認の申請」と読み替えるものとする。</p>
<p>(名称変更等の届出)</p>	<p>(名称変更等の届出)</p>
<p><u>第21条</u> 仲卸業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。</p>	<p><u>第28条</u> 仲卸業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。</p>
<p>(1) (略)</p>	<p>(1) (略)</p>
<p>(2) <u>第17条第2項</u>の規定による申請の内容に変更があったとき。</p>	<p>(2) <u>第24条第2項</u>の規定による申請の内容に変更があったとき。</p>
<p>(3) (略)</p>	<p>(3) (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>

現行	改正案
<p>(売買参加者の承認)</p> <p><u>第22条</u> 売買参加者の承認を受けようとする者は、取扱品目の部類ごとに、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(売買参加者の承認)</p> <p><u>第29条</u> 卸売業者からせり売又は入札の方法により卸売を受けようとする者は、取扱品目の部類ごとに、規則で定めるところにより、市長に申請し承認を受けなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(名称変更等の届出)</p> <p><u>第23条</u> (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(名称変更等の届出)</p> <p><u>第30条</u> (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(売買参加者の承認の取消し等)</p> <p><u>第24条</u> 市長は、売買参加者が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消し、又は<u>6箇月</u>を超えない範囲内においてその業務を停止することができる。</p> <p>(1) <u>第22条第2項</u>の規定に該当することとなったとき。</p> <p>(2) <u>第56条</u>に規定する使用料を納付しないとき。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) 正当な理由がないのに引き続き<u>1箇月</u>以上休業したとき。</p> <p>2 <u>第18条第2項</u>及び第3項の規定は、前項の承認の取消しの処分について準用する。</p>	<p>(売買参加者の承認の取消し等)</p> <p><u>第31条</u> 市長は、売買参加者が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消し、又は<u>6月</u>を超えない範囲内においてその業務を停止することができる。</p> <p>(1) <u>第29条第2項</u>の規定に該当することとなったとき。</p> <p>(2) <u>第64条</u>に規定する使用料を納付しないとき。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) 正当な理由がないのに引き続き<u>1月</u>以上休業したとき。</p> <p>2 <u>第25条第2項</u>及び第3項の規定は、前項の承認の取消しの処分について準用する。</p>
<p>(買受人の保証金)</p> <p><u>第25条</u> (略)</p>	<p>(買受人の保証金)</p> <p><u>第32条</u> (略)</p>



現行	改正案
<p>2 (略)</p> <p>(<u>売買参加者組合</u>)</p> <p><u>第26条</u> <u>売買参加者が売買参加者をもって組合を組織したときは、その規約、役員の名、組合員数を市長に届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。</u></p> <p>(関連事業者の許可)</p> <p><u>第27条</u> 市長は、市場の機能の充実に資するため、又は出荷者、買受人その他市場の利用者に便益を提供するため必要があると認めるときは、次に掲げる者に関連事業者として業務を営むことを許可することができる。</p> <p>(1) <u>第3条</u>に規定する取扱品目以外の生鮮食料品等の卸売の業務を営む者</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(関連事業者の許可の申請)</p> <p><u>第28条</u> (略)</p> <p>(準用)</p> <p><u>第29条</u> <u>第23条及び第24条第1項(第1号及び第4号を除く。)</u>の規定は、関連事業者についてこれを準用する。この場合において、これらの条中「<u>売買参加者</u>」とあるのは「<u>関連事業者</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>2 (略)</p> <p>(関連事業者の許可)</p> <p><u>第33条</u> 市長は、市場の機能の充実に資するため、又は出荷者、買受人その他市場の利用者に便益を提供するため必要があると認めるときは、次に掲げる者に関連事業者として業務を営むことを許可することができる。</p> <p>(1) <u>第4条</u>に規定する取扱品目以外の生鮮食料品等の卸売の業務を営む者</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(関連事業者の許可の申請)</p> <p><u>第34条</u> (略)</p> <p>(準用)</p> <p><u>第35条</u> <u>第30条及び第31条第1項(第1号及び第4号を除く。)</u>の規定は、関連事業者についてこれを準用する。この場合において、これらの条中「<u>売買参加者</u>」とあるのは「<u>関連事業者</u>」と読み替えるものとする。</p>

現行	改正案
<p>(関連事業者の監督)  <u>第30条</u> (略)</p> <p>(売買取引の原則)  <u>第31条</u> (略)</p> <p>(売買取引の方法)  <u>第32条</u> 卸売業者は、市場において行う卸売については、<u>次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる売買取引の方法によらなければならない。</u></p> <p><u>(1) 別表第1号に掲げる物品 せり売又は入札の方法</u></p> <p><u>(2) 別表第2号に掲げる物品 毎日の卸売予定数量のうち市長が別に定める割合に相当する部分についてはせり売又は入札の方法、それ以外の部分についてはせり売若しくは入札の方法又は相対取引</u></p> <p><u>(3) 別表第3号に掲げる物品 せり売若しくは入札の方法又は相対取引</u></p> <p><u>2 卸売業者は、前項第1号及び第2号に掲げる物品（同項第2号に掲げる物品にあっては、同号の市長が別に定める割合に相当する部分に限る。）について、次に掲げる場合であつて市長がせり売又は入札の方法により卸売をすることが著しく不適當であると認めるときは、相対取引の方法によることができる。</u></p> <p><u>(1) 災害が発生した場合</u></p> <p><u>(2) 入荷が遅延した場合</u></p>	<p>(関連事業者の監督)  <u>第36条</u> (略)</p> <p>(売買取引の原則)  <u>第37条</u> (略)</p> <p>(売買取引の方法)  <u>第38条</u> 卸売業者は、市場において行う卸売については、<u>せり売若しくは入札の方法又は相対取引の方法によらなければならない。</u></p> <p><u>2 卸売業者は、販売方法の設定又は変更をしようとするときは、その販売方法を卸売場の見やすい場所における掲示等の方法により、関係者に十分周知しなければならない。</u></p>

現行

改正案

- (3) 卸売の相手方が少数である場合
- (4) せり売又は入札の方法による卸売により生じた残品の卸売をする場合
- (5) 卸売業者と買受人との間においてあらかじめ締結した契約に基づき確保した物品の卸売をする場合
- (6) 緊急に出港する船舶に物品を供給する必要があるためその他やむを得ない理由により通常の卸売の開始時刻以前に卸売をする場合
- (7) 第35条第1項ただし書の規定により、当該市場における買受人以外の者に対して卸売をする場合
- 3 卸売業者は、第1項第2号及び第3号に掲げる物品については、次に掲げる場合であつて市長が指示したときは、せり売又は入札の方法によらなければならない。
- (1) 当該市場における入荷量が一時的に著しく減少した場合
- (2) 当該市場における需要が一時的に著しく増加した場合
- 4 市長は、第1項第2号の市長が別に定める割合を定め、又は変更しようとするときは、周南市地方卸売市場運営審議会又は周南市地方卸売市場水産物市場運営審議会の意見を聴くとともに、その数値を市場内の掲示板に掲示するものとする。
- 5 卸売業者は、第1項第3号に掲げる物品について、販売方法の設定又は変更をしようとするときは、その販売方法を卸売場の見やすい場所における掲示等の方法により、関係者に十分周知しなければならない。

現行	改正案
<p>(売買取引の単位)  <u>第33条</u> (略)</p>	<p>(売買取引の単位)  <u>第39条</u> (略)</p>
<p>(差別的取扱いの<u>禁止</u>)  <u>第34条</u> (略)</p>	<p>(差別的取扱いの<u>禁止等</u>)  <u>第40条</u> (略)</p> <p><u>2 卸売業者は、第14条第1項の許可に係る取扱品目の部類に属する物品について市場における卸売のための販売の委託の申込みがあった場合には、正当な理由がなければ、その引受けを拒んではならない。</u></p>
<p>(卸売の相手方の制限)  <u>第35条</u> 卸売業者は、市場における卸売については、買受人以外の者に対して卸売をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、買受人の買受けを不当に制限することとならないと認められる場合は、この限りでない。</p> <p>(1) <u>市場における入荷量が著しく多いか、又は市場に出品された物品が買受人にとって品目又は品質が特殊であるため、残品を生ずるおそれがある場合</u></p> <p>(2) <u>買受人に対して卸売をした後残品を生じた場合</u></p> <p>(3) <u>他の卸売市場の生鮮食料品等の入荷事情等からみて、この市場からの卸売の方法以外の方法によっては当該市場に出荷されることが著しく困難である物品を当該市場において卸売の業務を行う者に対して卸売をする場合</u></p>	

現行	改正案
<p data-bbox="129 244 1102 368">2 <u>卸売業者は、前項ただし書の規定による卸売を行った場合は、速やかにその品目、数量、価格並びに相手方を市長に報告しなければならない。</u></p> <p data-bbox="129 427 331 459">第36条 削除</p> <p data-bbox="174 515 734 547"><u>(卸売業者についての買受けの禁止)</u></p> <p data-bbox="129 560 1102 684">第37条 <u>卸売業者（その常勤役員及び使用人を含む。）は、市場においての許可に係る取扱品目の部類に属する物品について、卸売の相手方として物品を買い受けてはならない。</u></p>	<p data-bbox="1171 740 1776 772"><u>(買受人以外の者に対する卸売の報告)</u></p> <p data-bbox="1133 785 2110 909">第41条 <u>卸売業者は、買受人以外の者に対して卸売を行った場合は、速やかにその品目、数量及び価格並びに相手方を市長に報告しなければならない。</u></p> <p data-bbox="1171 965 1529 997"><u>(売買取引条件の公表)</u></p> <p data-bbox="1133 1010 2110 1134">第42条 <u>卸売業者は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。</u></p> <p data-bbox="1171 1147 2110 1359"> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>営業日及び営業時間</u></li> <li>(2) <u>取扱品目</u></li> <li>(3) <u>生鮮食料品等の引渡しの方法</u></li> <li>(4) <u>委託手数料その他の生鮮食料品等の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額</u></li> </ul> </p>

現行	改正案
<p>(受託契約約款)</p> <p><u>第38条</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(委託物品の受領通知及び検査)</p> <p><u>第39条</u> (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(卸売物品の買受人の明示、引取り及び保管)</p> <p><u>第40条</u> (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(仲卸業者の業務の規制)</p> <p><u>第40条の2</u> 仲卸業者は、市場内においては、その許可に係る取扱品目の部類に属する品目等について販売の委託の引受をしてはならない。</p> <p>2 仲卸業者は、市場内においては、その許可に係る取扱品目の部類に属する品目等を市場の卸売業者以外から買い受けて販売してはならない。ただし、その許可に係る取扱品目の部類に属する品目等であって市場の卸売業者から買い受けるこ</p>	<p>(5) <u>生鮮食料品等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法</u></p> <p>(6) <u>奨励金等がある場合には、その種類、内容及びその額(その交付の基準を含む。)</u></p> <p>(受託契約約款)</p> <p><u>第43条</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(委託物品の受領通知及び検査)</p> <p><u>第44条</u> (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(卸売物品の買受人の明示、引取り及び保管)</p> <p><u>第45条</u> (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(卸売業者以外の者からの買入れの報告)</p> <p><u>第46条</u> 仲卸業者は、卸売業者以外の者から買い入れて販売したときは、前月中の販売実績を毎月10日までに市長に報告しなければならない。</p>

現行	改正案
<p><u>とが困難なものを市場の卸売業者以外から買い受けて販売をしようとする場合であって、市長が必要であると許可したときは、この限りでない。</u></p> <p><u>3 仲卸業者は、前項ただし書の規定により市場の卸売業者以外から買い受けて販売をしようとするときは、規則で定めるところにより市長の許可を受けなければならない。</u></p> <p><u>4 第2項ただし書の規定により市場の卸売業者以外から買い受けて販売をした業者は、当該販売に係る物品の取扱数量等を規則で定めるところにより市長に報告しなければならない。</u></p>	
<p>(売買取引の制限)</p> <p><u>第41条 (略)</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(売買取引の制限)</p> <p><u>第47条 (略)</u></p> <p>2 (略)</p>
<p>(衛生上有害物品の売買禁止)</p> <p><u>第42条 (略)</u></p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(衛生上有害物品の売買禁止)</p> <p><u>第48条 (略)</u></p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(卸売予定数量等の公表)</p> <p><u>第43条 (略)</u></p> <p><u>2 市長は、前項の報告に基づき、市場における毎日の卸売予定数量並びに卸売の数量及び価格を公表するものとする。</u></p>	<p>(卸売予定数量等の公表)</p> <p><u>第49条 (略)</u></p> <p><u>2 卸売業者は、前項の報告を行ったときは、速やかにその報告内容を公表しなければならない。</u></p> <p><u>3 市長は、第1項の報告に基づき、市場における毎日の卸売予定数量並びに卸売の数量及び価格を公表するものとする。</u></p>

現行	改正案
<p>(仕切り及び送金)</p> <p><u>第44条</u> 卸売業者は、受託物品を卸売したときは、委託者に対して、その卸売をした<u>翌日</u>までに売買仕切書及び仕切金（消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。）を送付しなければならない。ただし、受託契約約款で特別の定めをした場合は、この限りでない。</p> <p>(委託手数料の額)</p> <p><u>第45条</u> (略)</p> <p><u>2</u> 卸売業者は、前項の委託手数料の額を卸売場又は主たる事務所の見やすい場所に掲示する等により、委託者に周知しな</p>	<p><u>4</u> 市長は、前項の公表の内容が、第2項の公表の内容と同一であるときは、卸売業者と共同で公表することができる。</p> <p><u>5</u> 卸売業者は、その月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額及び奨励金等がある場合にあってはその月の前月の奨励金等の種類ごとの交付額（第42条の規定によりその条件を公表した委託手数料及び奨励金等に係るものに限る。）をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。</p> <p>(物品の品質管理の方法)</p> <p><u>第50条</u> 卸売業者、仲卸業者その他の市場関係事業者は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他食品安全に関する法令に即して品質管理を適正に行うよう努めなければならない。</p> <p>(仕切り及び送金)</p> <p><u>第51条</u> 卸売業者は、受託物品を卸売したときは、委託者に対して、その卸売をした<u>日から30日</u>までに売買仕切書及び仕切金（消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。）を送付しなければならない。ただし、受託契約約款で特別の定めをした場合は、この限りでない。</p> <p>(委託手数料の額)</p> <p><u>第52条</u> (略)</p>



現行	改正案
<p><u>なければならない。</u></p> <p>3 市長は、<u>第1項の委託手数料の額が委託者に対して不当に差別的な取扱いをするものであるときその他不適切と認めるときは、卸売業者に委託手数料の額の変更を命ずることができる。</u></p> <p>(買受人の支払義務)</p> <p><u>第46条</u> 買受人は、卸売業者から買い受けた物品の<u>引取りと同時に買受代金（買い受けた額に消費税及び地方消費税の額を加えた額とする。）</u>を支払わなければならない。ただし、特約のある場合は、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(卸売代金の変更の禁止)</p> <p><u>第47条</u> (略)</p> <p>(売買仕切金の前渡し等)</p> <p><u>第48条</u> (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>2 市長は、<u>前項の委託手数料の額が委託者に対して不当に差別的な取扱いをするものであるときその他不適切と認めるときは、卸売業者に委託手数料の額の変更を命ずることができる。</u></p> <p>(買受人の支払義務)</p> <p><u>第53条</u> 買受人は、卸売業者から買い受けた物品の<u>引渡しを受けた日から20日までに買受代金（消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。）</u>を支払わなければならない。ただし、特約のある場合は、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 仲卸業者から物品を買い受けた者は、仲卸業者に対し、買受代金を当事者間で定めた期日までに支払わなければならない。</u></p> <p>(卸売代金の変更の禁止)</p> <p><u>第54条</u> (略)</p> <p>(売買仕切金の前渡し等)</p> <p><u>第55条</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(決済の方法)</p> <p><u>第56条</u> <u>市場における売買取引の決済は、第51条から前条まで</u></p>

現行	改正案
<p>(奨励金の交付)  <u>第49条</u> (略)</p> <p><u>第3章の2 卸売の業務に関する品質管理</u></p> <p><u>(物品の品質管理の方法)</u></p> <p><u>第49条の2 物品の品質管理の方法は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 卸売業者は、次に掲げる事項を遵守し品質管理に努めなければならない。</u></p> <p><u>ア 卸売の業務に係わる施設ごとに取扱品目、施設の設定温度及び品質管理の責任者を定め、施設のわかりやすい場所に掲示すること。ただし、温度管理機能を有しない施設に関しては、設定温度の記載は不要とする。</u></p> <p><u>イ 高温下に物品を長時間放置しないこと。</u></p> <p><u>ウ 取扱物品の適正な温度管理をすること。</u></p> <p><u>エ 卸売市場施設、取扱物品を清潔に保つこと。</u></p> <p><u>オ 取扱物品の場内滞留時間をできるだけ短縮すること。</u></p> <p><u>カ その他品質管理の徹底を図ること。</u></p> <p><u>(2) 買受人及びその他市場関係者は、次に掲げる事項を遵守し品質管理に努めなければならない。</u></p> <p><u>ア 店舗等使用施設ごとに品質管理の責任者を定め、施設</u></p>	<p><u>に定めるもののほか、取引参加者当事者間で決定した支払方法により、取引参加者当事者間で決定した支払期日までに行わなければならない。</u></p> <p>(奨励金の交付)  <u>第57条</u> (略)</p>

現行	改正案
<p><u>のわかりやすい場所に掲示すること。</u></p> <p><u>イ 高温下に物品を長時間放置しないこと。</u></p> <p><u>ウ 取扱物品の適正な温度管理をすること。</u></p> <p><u>エ 店舗等使用施設、取扱物品を清潔に保つこと。</u></p> <p><u>オ 取扱物品の場内滞留時間をできるだけ短縮すること。</u></p> <p><u>カ その他品質管理の徹底を図ること。</u></p> <p>(施設の使用指定)</p> <p><u>第50条</u> (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(転貸借の禁止)</p> <p><u>第51条</u> (略)</p> <p>(建築造作等の承認)</p> <p><u>第52条</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(損傷施設の修復)</p> <p><u>第53条</u> (略)</p> <p>(施設の返還等)</p> <p><u>第54条</u> (略)</p> <p>(施設使用の附帯条件)</p>	<p>(施設の使用指定)</p> <p><u>第58条</u> (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(転貸借の禁止)</p> <p><u>第59条</u> (略)</p> <p>(建築造作等の承認)</p> <p><u>第60条</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(損傷施設の修復)</p> <p><u>第61条</u> (略)</p> <p>(施設の返還等)</p> <p><u>第62条</u> (略)</p> <p>(施設使用の附帯条件)</p>

現行	改正案																														
<p>第55条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(市場施設の使用料)</p> <p>第56条 市場施設の使用料は、次に定める範囲内で規則で定める。</p> <p>(1) 地方卸売市場</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">種類</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>仲卸業者使用料</td> <td><u>条例第40条の2第2項ただし書の規定により</u>買い受けて販売した物品の販売金額の1,000分の5</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 水産物市場</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">種類</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>卸売業者使用料</td> <td>卸売金額の1,000分の5</td> </tr> <tr> <td>卸売業者売場使用料</td> <td>1平方メートルにつき 月額220円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	種類	金額	(略)		仲卸業者使用料	<u>条例第40条の2第2項ただし書の規定により</u> 買い受けて販売した物品の販売金額の1,000分の5	(略)		種類	金額	卸売業者使用料	卸売金額の1,000分の5	卸売業者売場使用料	1平方メートルにつき 月額220円	(略)		<p>第63条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(市場施設の使用料)</p> <p>第64条 市場施設の使用料は、次に定める範囲内で規則で定める。</p> <p>(1) 地方卸売市場</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">種類</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>仲卸業者使用料</td> <td><u>第46条に規定する卸売業者以外の者から</u>買い受けて販売した物品の販売金額の1,000分の5</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 水産物市場</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">種類</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>卸売業者使用料</td> <td>卸売金額の1,000分の5</td> </tr> <tr> <td>仲卸業者使用料</td> <td><u>第46条に規定する卸売業者以外の者から</u>買い受けて販売した物品の<u>販売金額の1,000分の5</u></td> </tr> </tbody> </table>	種類	金額	(略)		仲卸業者使用料	<u>第46条に規定する卸売業者以外の者から</u> 買い受けて販売した物品の販売金額の1,000分の5	(略)		種類	金額	卸売業者使用料	卸売金額の1,000分の5	仲卸業者使用料	<u>第46条に規定する卸売業者以外の者から</u> 買い受けて販売した物品の <u>販売金額の1,000分の5</u>
種類	金額																														
(略)																															
仲卸業者使用料	<u>条例第40条の2第2項ただし書の規定により</u> 買い受けて販売した物品の販売金額の1,000分の5																														
(略)																															
種類	金額																														
卸売業者使用料	卸売金額の1,000分の5																														
卸売業者売場使用料	1平方メートルにつき 月額220円																														
(略)																															
種類	金額																														
(略)																															
仲卸業者使用料	<u>第46条に規定する卸売業者以外の者から</u> 買い受けて販売した物品の販売金額の1,000分の5																														
(略)																															
種類	金額																														
卸売業者使用料	卸売金額の1,000分の5																														
仲卸業者使用料	<u>第46条に規定する卸売業者以外の者から</u> 買い受けて販売した物品の <u>販売金額の1,000分の5</u>																														

現行	改正案				
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">卸売業者売場使用料</td> <td style="width: 30%;">1平方メートルにつき 月額 220円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	卸売業者売場使用料	1平方メートルにつき 月額 220円	(略)	
卸売業者売場使用料	1平方メートルにつき 月額 220円				
(略)					
(3) (略)	(3) (略)				
2・3 (略)	2・3 (略)				
4 月額による使用料で、使用期間に <u>1箇月未満</u> の端数があるとき、又は使用期間が <u>1箇月未満</u> のときは、日割計算とする。	4 月額による使用料で、使用期間に <u>1月未満</u> の端数があるとき、又は使用期間が <u>1月未満</u> のときは、日割計算とする。				
5～8 (略)	5～8 (略)				
(使用料の減免)	(使用料の減免)				
<u>第57条</u> (略)	<u>第65条</u> (略)				
(報告及び検査)	(報告及び検査)				
<u>第58条</u> (略)	<u>第66条</u> (略)				
2 (略)	2 (略)				
(改善措置命令)	(改善措置命令)				
<u>第59条</u> (略)	<u>第67条</u> (略)				
(卸売業務の代行)	(卸売業務の代行)				
<u>第60条</u> (略)	<u>第68条</u> (略)				
(無許可営業の禁止)	(無許可営業の禁止)				

現行		改正案	
<p><u>第61条</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(市場秩序の保持)</p> <p><u>第62条</u> <u>市場へ入場</u>するものは、市場の秩序を乱し、又は公共の利益を害する行為をしてはならない。</p> <p>2 市長は、市場秩序の保持又は公共の利益の保全を図るため必要があると認めるときは、市場入場者に対し、適切な措置をし、又は市場の入場の制限をすることができる。</p> <p><u>第63条</u> <u>市場の入場者</u>は、当該市場の清潔を保持し、自己の商品、容器その他の物件を放置してはならない。</p> <p>(許可等の制限又は条件)</p> <p><u>第64条</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(規則への委任)</p> <p><u>第65条</u> (略)</p> <p><u>別表</u> (第32条関係)</p>		<p><u>第69条</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(市場秩序の保持)</p> <p><u>第70条</u> <u>取引参加者及び市場へ入場</u>するものは、市場の秩序を乱し、又は公共の利益を害する行為をしてはならない。</p> <p>2 市長は、市場秩序の保持又は公共の利益の保全を図るため必要があると認めるときは、<u>取引参加者又は市場入場者</u>に対し、適切な措置をし、又は市場の入場の制限をすることができる。</p> <p><u>第71条</u> <u>取引参加者及び市場の入場者</u>は、当該市場の清潔を保持し、自己の商品、容器その他の物件を放置してはならない。</p> <p>(許可等の制限又は条件)</p> <p><u>第72条</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(規則への委任)</p> <p><u>第73条</u> (略)</p>	
類別	市場	取扱品	品目

現行

改正案

		目の部類	
第 1 号	地方卸売市場	青果部	生産者が他の生産者と共同することなく選別し、出荷した取扱品目
		花き部	植木類
	水産物市場	水産物部	第 3 号に掲げる物品以外の取扱品目
第 2 号	地方卸売市場	青果部	第 1 号又は第 3 号に掲げる物品以外の取扱品目
		花き部	第 1 号又は第 3 号に掲げる物品以外の取扱品目
	水産物市場	水産物部	該当なし
第 3 号	地方卸売市場	青果部	ア 輸入野菜及び輸入果実 イ やまのいも、まめもやし、かいわれだいこん、なめこ、野菜の加工品、冷凍野菜、冷凍果実その他一定

現行

改正案

		<p>の規格又は貯蔵性を有し、かつ、その供給事情が比較的安定している取扱品目。ただし、第1号に掲げる物品に該当するものを除く。</p> <p>ウ くわい、ゆりね、山菜類、香辛野菜、つま物野菜、ゆず類、ぎんなんその他の品目又は品質が特殊であるため需要が一般的でない取扱品目。ただし、第1号に掲げる物品に該当するものを除く。</p>	
		花き部	乾燥、染色その他の方法で加工された取扱品目
水産物市場	水産物部		冷凍水産物、生鮮水産物の加工品、淡水魚類、いせえび・ざりがに類、しゃこ類、あみ類、うに・なまこ類